

令和 6 年度第 2 回静岡市大規模小売店舗立地審議会 会議録

日 時 令和 6 年 8 月 20 日(火) 14:00～15:30

場 所 静岡市役所 本館 3 階 第一委員会室

出席者 〈委員〉

岸会長、石川委員、鈴木委員(オンライン出席)、高木委員、伊達委員、堀委員

※岩邊委員、原委員はご欠席

〈事務局〉

商業労政課 平尾課長、渡部主任主事、松本主任主事

〈届出関係者〉

株式会社コスモス薬品 2 名

戸崎建設株式会社 1 名

株式会社 Eco & Eco 1 名

傍聴人 なし

議 事 ドラッグコスモス大曲店 法第 5 条第 1 項の新設届出について

会議内容

〈開会〉

〈商業労政課長挨拶〉

【岸会長】

＜定足数の確認＞

・過半数以上の委員の出席を確認。

＜議事録署名人の指名＞

・伊達委員を指名。

＜議事＞ドラッグコスモス大曲店 法第 5 条第 1 項の新設届出について

【岸会長】

事務局から、届出の概要及び市の審査状況の説明を求める。

【事務局】

(資料 1 により、届出概要及び審査案について説明)

【岸会長】

- ・届出関係者に入室していただく前に、論点整理の時間とする。事前に事業者から回答いただいた内容を踏まえて皆様からご意見ご質問をいただきたい。
- ・騒音・廃棄物に関する指摘事項については、概ねご回答いただいております、特に問題ないと考えている。交通関係については出入口①に関するご意見が多く出ているが、事業者からは回答を得られていないため、この後事業者を確認したい。
- ・このほか事前の指摘事項以外に確認したいことはあるか。

【鈴木委員】

- ・国道側の出入口①について、入口専用に変更することは可能か事業者を確認をとりたい。
- ・出入口②について、右折入出庫対策としてゼブラ帯にラバーポールを設置されたらどうかと事前に事務局に伝えたところ、事業者と道路管理者との協議の結果、右折入出庫禁止看板を設置するのであればラバーポールの設置までは求めないということで話がついていると説明を受けたが、その点について再度確認したい。道路管理者とは警察か、市か。

【事務局】

- ・道路管理者は静岡市（担当：清水道路整備課）であり、ポールの設置までは求めないことを当課からも確認している。
- ・交通管理者である県警からもポールを設置してはどうかとご意見があったが、道路管理者と協議が済んでいるということでした。

【鈴木委員】

- ・出入口②についてラバーポール設置不要ということで承知した。
- ・出入口①については事業者に後で確認したい。

【石川委員】

- ・出入口①付近の場内動線が不明確で錯綜の危険性があるため、路面標示等を追加で検討していただきたいと事前に指摘させていただいた。鈴木委員からは出入口①と出入口②両方について事業者を確認されるということでよいか。

【鈴木委員】

- ・出入口②については特に追加で質問はしない。
- ・石川委員から出入口①付近の場内錯綜の危険性について確認していただいた際に、私から追加で出入口①を入口専用にはできないか確認をとりたい。

【岸委員】

- ・ 出入口②のラバーポールの設置までは不要という点について事務局に再度確認をとりたい。右折入出庫看板を設置すれば、ラバーポール設置までは求めないと静岡市道路関係課が認めているということによいか。

【事務局】

- ・ 静岡市清水区の県道については、静岡市（担当：清水道路整備課）が道路管理者であり、看板が設置されるのであればラバーポールの設置までは求めないということを確認済みである。

【岸委員】

- ・ 仮に出入口②の右折入出庫について何か問題が発生した際は、静岡市の責任ということによいか。

【事務局】

- ・ そのとおりである。

【岸会長】

- ・ 論点整理ができたため、届出関係者の方々にご入室していただき、皆様からご指摘いただいた事項について、ご説明いただくこととする。

（届出関係者入室）

【岸会長】

- ・ それでは、交通関係からお願いをしたい。

【石川委員】

- ・ 出入口①付近の駐車マスと駐車マスの間の動線部分の幅が約9 mとなっているが、両脇の駐車マスに車が停まっていると、入庫車両と出庫車両が錯綜する危険性がある。可能であれば出入口①の路面標示「IN」「OUT」の間の仕切り線については、現行図面のように国道1号に対して垂直ではなく、車両の動線に沿って斜めにとっていただきたい。

【届出関係者】

- ・ 通常、場内の動線幅員は6 mくらいのところが多いが、今回の計画では最も狭いところでも約9 m 確保されており、すれ違いがしやすいようになっている。
- ・ 出入口①の路面標示については、警察から道路に対して垂直にするよう指導されている。

車道幅が約9 mあることのほか、入ってすぐの駐車マスは従業員用として使用するため来店車両は自ずと左に寄って進んでもらえるようになっており、錯綜の危険性は少ないと考える。

【石川委員】

- ・道路に対して垂直な路面標示になっている事情は承知した。ただ、今の路面標示だけでは入って右側の従業員駐車マスが出っ張っているため、出入口①から出庫しようとする車両が2台以上並ぶと、入庫車両との交錯が懸念される。
- ・例えば、現在計画している路面標示の延長上に、スムーズにすれ違いできるよう斜めの矢印等の路面標示を追加で検討していただきたい。

【届出関係者】

- ・通常の店舗では動線幅員が5.5m～6 mのところが多いが、それに比べて今回の計画はかなり広く車道幅が確保されている。
- ・弊社の来店客数は通常のスーパーよりも少ないため、入出庫車両のすれ違いはスムーズにできると考えている。
- ・弊社としては追加で斜めの矢印を付けることで来客車両が矢印の方向にハンドルをきって歩行者の巻き込みが起きることを懸念しているが、交錯の危険性があるということであれば、矢印の追加ペイントについて検討させていただく。

【鈴木委員】

- ・出入口①からの出庫車両が国道の車線をまたいで出庫する懸念があるが、出入口①を入口専用に変更することはできないか。出庫が可能だと、車線をまたいだ危険な出庫のほか、出庫車両がいることで入庫車両が入りづらくなり国道の流れを悪化させる懸念があるため、入庫専用にしたほうがよいと考えている。

【届出関係者】

- ・出入口①については、交通管理者である清水警察署、道路管理者である国道事務所と協議の上、入出庫ともに可能としている。
- ・出入口①の幅員は7.5mあるため、出庫車両がいたとしても国道から入庫することは可能。
- ・また、出入口①を入口専用にすると、①から出庫するはずだった車両が出入口③から市道西大曲町1号線へ左折出庫し、国道へ出てくることになる。出入口①に関しては、敷地内に車線またぎ禁止の看板を設置するが、出入口③から国道へ出てくる車については注意喚起ができず、車線またぎが増える可能性があるため、出入口①は入庫出庫どちらもできるようにしたい。

【鈴木委員】

- ・ 出入口①から車線をまたいで出庫するとルール違反ということではないか。

【届出関係者】

- ・ 道路交通法上、車線またぎは禁止されていないが、事業者として安全のために車線またぎを禁止する。

【鈴木委員】

- ・ 車線またぎを抑止するのであれば、出入口①は入庫専用にしたほうがよいのではないか。

【届出関係者】

- ・ 市道西大曲町1号線から国道へ入るときにも車線またぎは禁止されていないため、出入口①を入庫専用にしたとしても、こちら側で車線またぎが発生する懸念は同じである。

【事務局】

- ・ 出入口①に設置する「車線変更不可・車線またぎ禁止」の看板については、出入口③から出庫して市道西大曲町1号線から国道へ出る車両からも見えるように看板の高さを上げていただけるといったお話があったがいかがか。

【届出関係者】

- ・ 市からのご指摘を受け、高い位置に上げている。
- ・ 出入口①については、警察や国道事務所と協議の中で、入出庫ともに可能と確認した上で計画を進めている。出入口①を入出庫ともに可能とすることで、出庫車両が出入口③に集中することを防いでいるため、出入口①を入口専用にすることは難しい。

【鈴木委員】

- ・ 出入口①について事前協議されていることは承知した。
- ・ 出入口③から市道へ出て国道に入っていく交差点は車両の通行が元々あったところだが、出入口①については今回の出店に伴い新たに設置される。大曲交差点により近いところに交通を発生させることは国道本線への影響が出てしまう可能性があり、できるだけ避けたほうがよいということで指摘させていただいた。

【届出関係者】

- ・ 車線変更と車線またぎは区別して考えていただければ良いと思う。出入口①から車線またぎをしないように入口専用にしてしまうと、出入口③から国道へ入ってきた車が多数車線またぎをしてしまう可能性がある。

【鈴木委員】

- ・出入口③から国道へ入る流れはもともとの交差点の流れで機能しているため、出入口①を出口にしなくてもよいのではないか。
- ・また、南方面に帰る車両は、出入口③を右折して市道:渋川妙音寺線にまわって帰るのではないのか。

【届出関係者】

- ・そのとおりである。出入口①についても、南方面へ帰る車が出ないように、看板に車線またぎ禁止についても記載する。

【鈴木委員】

- ・南方面に帰る車両が、出入口①ではなく出入口③から北側にまわって市道:渋川妙音寺線を通して帰っていただくよう周知ができているのであれば問題はない。

【高木委員】

- ・出入口①についてご指摘が出ているが、それだけこの国道は交通量が多く、スピードを出す車も多いため、事故が多く起きる場所であるということ。
- ・看板の設置をしていただくと思うが、特に静岡方面に退店される方はどのように退店されるのか分かりにくいと考える。

【届出関係者】

- ・この店舗は半径1 km～1.5 kmくらいを商圈としているため、近隣住民の方であればおおむね道を把握されているため迷うことはないと考えている。

【高木委員】

- ・退店方面別にどのように帰ればよいのかという点について、看板以外に何か対策を考えているのかを確認したい。オープン時だけでもよいので、どの出口から出庫すればよいのか、出口での看板設置以外の案内をしていただきたい。

【届出関係者】

- ・来退店経路の看板を駐車場内に設置する。それでも退店方法について迷われてしまう方がいる場合は店内アナウンスで補助的に退店経路についてご案内させていただく。

【高木委員】

- ・国道の交通量が多いことも踏まえ、来退店経路の案内については他店舗以上に看板以外の

配慮をしていただけないか。

【届出関係者】

- ・場内放送は補助的に行うが、基本的には今提示している来退店経路看板を駐車場内に設置することで案内する。
- ・営業していく中で問題があれば次の対策を検討させていただくが、弊社は生鮮三品を売っておらず、来店客数や集客の範囲が他のドラッグストアに比べて小さい。
- ・ただ、オープン時は混雑が予想されるため、交通誘導員や従業員による誘導をさせていただく。
- ・現状このような対応で十分だと考えている

【高木委員】

- ・お客様がたくさん来られて混雑が見受けられる場合は追加の対策を講じていただきたい。

【岸会長】

- ・出入口①付近の東側の従業員用駐車マス4台分に車が停まっていることで、車両がスムーズに流れるということであれば、絶えず従業員が駐車場に停めているか、コーン等を置いて滞留を防ぐ必要があると考えるが、どのようにお考えか。

【届出関係者】

- ・従業員はこの駐車マスに常時駐車することになり、あわせて先ほどの追加路面標示を行うことで滞留の懸念は少ないと考えられる。

【岸会長】

- ・従業員が駐車していない場合はコーン等を設置してもらえるのか。

【届出関係者】

- ・斜めに誘導する路面標示を追加するため、コーンは設置しない。

【岸会長】

- ・もう一点、現在の来退店経路看板はどちらに出退店できるという情報しかなく、最寄りの出入口から出ようとしてそこから帰ることができないと分かっても、やむを得ず店舗側が示している経路とは違った退店方法をし、生活道路に車が入り込んでしまう懸念がある。
- ・オープンセールということで土地勘のない方が来店される場合も考えられるため、ぜひ届出書の図3来退店経路図のようなものを店内ポスターとして掲示していただきたい。方

面ごとの退店出口を周知したほうが分かりやすい。

【届出関係者】

- ・生活道路に車が迷い込まないような案内までするというのは難しい。

【岸会長】

- ・既存ショッピングモールなどでも方面別に退店ルートを示しているところもある。帰りたい方面に行くためにはどの出口から出るのがよいのか、店舗入口などに掲示すべき。

【高木委員】

- ・国道1号の大曲の交差点は交通量が多く、スピードが出ている車も多いため、通常の店舗以上に配慮していただきたい

【届出関係者】

- ・国道沿いのため交通面で懸念が出てくることは承知しているが、西方面に退店される方に生活道路に入らせないようにするところまで配慮するのは難しい。

【伊達委員】

- ・来退店経路図のような矢印で経路を示していただければよいのではないか。

【届出関係者】

- ・来退店経路図のような図を掲示することで懸念は解消されるのか

【岸会長】

- ・ないよりは有効である。来退店車両に対して可能な限り配慮はしていただきたい。

【届出関係者】

- ・経路案内の対策については検討させていただく。

【岸会長】

- ・将来的に地域密着店舗を目指されるということだが、自家用車で来店する周辺住民以外の方に対しても来退店経路について十分周知しないと、大曲交差点では交通関係上懸念があると考える。

【伊達委員】

- ・出入口①付近の「車線変更不可、車線またぎ禁止」の看板について、一般の方はぱっと見

て理解するのは難しいと思うが、図があることで分かりやすくなっていると思う。看板への分かりやすさに配慮していただければと思う。

【堀委員】

- ・出庫時の車線またぎについて、道路交通法上禁止はされていないといったお話が事業者からあったが、左折する場合は一番左に寄らなければならないといった条文があったと思う。場合によっては車線またぎが違反になる場合も考えられるため覚えておいてほしい。
- ・一番左の車線に入ってくださいという点については、看板の文言を再考されたほうがよいのではないかと考えている。

【届出関係者】

- ・図の看板と右折出庫禁止、車線変更不可については警察からご提示いただいたものであり、車線またぎについては事務局からご指摘のあったものである。各関係者からご意見があり今の形となっているため、総合的に考えればこちらの看板の形でよいと考える。

【堀委員】

- ・経緯については承知した。

【岸会長】

- ・事務局から他に何かご意見はあるか

【事務局】

- ・北東側から来店される方への誘導看板について、東大曲交差点付近に設置予定と回答をいただいていたが、どこに設置されるか決まっているのか。

【届出関係者】

- ・契約の前段階ではあるが、清水方面から来て東大曲交差点の右側手前に設置予定である。

【岸会長】

- ・主な事項が確認できたため、届出関係者にはここでご退室いただく。

(届出関係者退室)

【岸会長】

- ・それでは審議に移る。
- ・届出関係者からのご回答を受けて何かご意見はあるか。出入口①及び②について交通関係

上懸念がされていたがどう考えるか。

【高木委員】

- ・道路景観を考えると、コスモスの看板は少し目立つと思う。主要道路沿いの道路景観についても考えていただけたらと思う。

【石川委員】

- ・国道の交通量の多い大曲の交差点ということで、出入口①について懸念があったということとはもちろんだが、事業者には北東方面から来店される方への案内看板設置や関係者との丁寧な協議を行っていただくなど、十分な配慮をしていただいていると考えている。
- ・この審議会の中では、今後何か問題が起きたときに誠意をもって対応することを念押しできればよいのでは。鈴木委員のご見解をお伺いしたい。

【鈴木委員】

- ・事業者の対応については理解した。
- ・来退店経路の案内については、南方面へ退店される方は出入口③から右折出庫し、市道：渋川妙音寺線にまわっていただくというのは情報として必要だと考える。追加の案内をしていただければと思う。

【岸会長】

- ・鈴木委員のおっしゃるとおり、この方面に帰られる方はどの出入口からどう帰るべきなのかという情報は載せていただきたい。看板だけで退店方法を案内するのではなく、オープン時やセール時に店内のポスターに来退店経路図を掲載して周知していただいたほうがよいと考える。

【鈴木委員】

- ・岸会長のおっしゃるとおり、看板では周知するタイミングが遅くなってしまうため、店内ポスターで周知していただけたらよいと考える。

【高木委員】

- ・オープン時にチラシ等で来退店経路について周知していただいてもよいと考える。

【岸会長】

- ・審議会としては、付帯意見として特にオープン時やセール時の出入庫の混乱を避けるための追加的な対策を望む。土地勘がない方への追加的な経路案内の配慮として方面別の来退店経路の店内掲示やチラシでの周知などが考えられる。

【鈴木委員】

- ・繁忙期に誘導員をたてる計画となっているため、プラカード等を持っていただき来退店経路について周知していただくのもよい。

【岸会長】

- ・来退店経路について誘導員にプラカードを持ってもらったり、店内に大きめのポスターで周知したり、チラシに掲載していただくなど、オープン当初に来店される方への交通面での配慮をしていただくことをお願いするということでしょうか。

(異論なし)

- ・それでは、審議会として意見なしとし、審議が終了したため、進行を事務局にお返しする。

<事務連絡>

<閉会>